

熊本県サービス付き高齢者向け住宅に関する報告、検査等実施要項

(目的)

第1条 この要項は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第24条の規定に基づき、熊本県内のサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録住宅」という。）に関する報告及び検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録事業開始届)

第2条 高齢者すまい法第5条の規定に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者（以下「登録事業者」という。）は、登録住宅の管理を開始するときは入居開始10日前までに、サービス付き高齢者向け住宅登録事業開始届（別記第1号様式）により、知事に届け出るものとする。

(事故報告)

第3条 登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅において事故が発生したときは、直ちに当該事故の内容を知事に報告するものとする。

(定期報告)

第4条 登録事業者は、毎年3月末時点のサービス付き高齢者向け住宅の登録事項及び管理の状況について「サービス付き高齢者向け住宅定期報告書」（別記第2号様式）により作成し、毎年5月末までに知事に提出するものとする。

(立入検査)

第5条 立入検査は、あらかじめ定める実施計画（以下「実施計画」という。）により実施するもののほか、必要に応じて随時実施するものとする。

- 2 知事は、立入検査の実施にあたっては、登録事業者に対して事前通知を行うものとする。ただし、緊急に立入調査の必要が生じた場合は、この限りでない。
- 3 立入検査は原則として住宅課及び高齢者支援課の職員2名以上で実施するものとし、それぞれの所管事項を分担する。なお、老人福祉法の規定に基づく有料老人ホームに該当する施設であって必要がある場合には老人福祉法に基づき、指定介護サービス事業所が併設されている場合であって必要がある場合には、同時に介護保険法に基づく指導等を行うことがある。
- 4 高齢者すまい法第24条第3項の規定による身分を示す証明書は、熊本県職員証とする。

(立入検査事項)

第6条 サービス付き高齢者向け住宅に対する立入検査事項は、原則として実施計画において定めるものとし、必要に応じて別途追加することができるものとする。ただし、緊急に立入調査の必要が生じた場合は、この限りでない。

(立入検査の結果通知)

第7条 知事は、立入検査の結果は、高齢者すまい法第25条に基づき指示をする場合を除き、速やかに登録事業者あて通知するものとする。

(改善の報告)

第8条 前条の通知により、改善すべき事項があるときは、知事は改善報告書（別記第3号様式）により登録事業者から期限を付して改善状況等の報告を求めるものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

のとする。

附 則

この要項は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月31日から施行する。